

令和4年	与論町農業委員会 会議録 第1号					
召集年月日	令和4年1月17日(月) 午後 4時00分～5時30分					
召集場所	与論町役場新庁舎1階(多目的ホール)					
開会及び 閉会時間	開会	午後	4時	00分	議長	原田 新一郎
	閉会	午後	5時	30分	代理	
出席及び 欠席委員 凡 例 出席 ○ 欠席 × 公務欠○	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	原田 新一郎	○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一	×	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富	○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信	○	9	山下 みどり	○
	5	保喜 久男	○			
会議録署名委員	7番	長尾 さとみ		8番	遠山 和歌子	
職務上の 議場出席者	局長	久野 泰司	補佐		主事	林 幹大
要請による 議場出席者						
議 事 項 目	議案第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(7件)				
	議案第 2 号	農地法第5条の規定による許可申請に関する件(1件)				
	議案第 3 号	農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件(4件)				
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
その他の 項 目						

議長	ただ今から令和4年1月17日定例総会を開会いたします。
	それでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。
	意義無し
議長	それでは議事録署名員を7番の長尾委員と8番の遠山委員にお願いします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の林氏を指名いたします。それでは、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読並びに説明をお願いします。
事務局(久野)	説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請が7件、農地法第5条の規定による許可申請が1件、農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件が4件、以上で会務報告を終わります。
議長	それでは以上で日程第1の会務報告を終わります。次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明並びに朗読をお願いします。
事務局(林)	1番は兵庫県高砂市Aさんから与論町麦屋Bさんへ与論町麦屋490番2畑127㎡の売買です。対価として19万2千円となっております。2番は与論町朝戸Cさんから与論町立長Dさんへ与論町立長2761番2田、60㎡をあっせん事業による売買となっております。対価として8万4千円です。3番は与論町那間Eさんから与論町那間Fさんへ与論町古里2288番1畑、1,775㎡他1筆合計1,893㎡を売買となっております。対価として250万円となっております。4番は鹿児島県鹿児島市Gさんから与論町茶花Hさんへ、与論町立長1728番1畑、2,517㎡他1筆合計3,504㎡をあっせん事業による売買による売買で対価として418万円となっております。5番は与論町麦屋Iさんから与論町麦屋Jさんへ与論町古里2193番1畑、524㎡他2筆合計2,351㎡を親族間の贈与となります。6番は東京都杉並区Kさんから与論町茶花Lさんへ与論町茶花418番2畑、1,160㎡をあっせん事業による売買となっております。対価として160万円です。7番は与論町那間Mさんから与論町那間Nさんへ与論町古里831番2畑740㎡他9筆合計6,150㎡を親から子へ贈与となっております。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。担当地区の委員は調査の結果報告をお願いします。
山下委員	1番の譲受人は1月15日の午後4時に確認しました。譲渡人には

	1月16日の午後4時に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
事務局(久野)	2番は12月27日午後1時30分から譲渡人、譲受人とあっせん委員、事務局で立会い8万4千円で売買すると確認いたしました。承認をお願いします。
議長	3番の譲受人は1月15日午後7時に確認しました。数年前に代金を支払ってあるとのこと。問題ないので承認をお願いします。
長尾委員	3番の譲渡人は本日1月17日10時55分頃に確認しました。
	問題ないので承認をお願いします。
事務局(久野)	4番は1月7日午後1時30分に譲渡人の代理人、譲受人とあっせん委員、事務局にて立会いを行い418万円で売買すると確認しました。承認をお願いします。
内野委員	5番の譲渡人、譲受人ともに1月17日午後確認しました。問題ないので承認をお願いします。
事務局(久野)	6番は12月24日午後3時から譲渡人の代理人、譲受人とあっせん委員、事務局にて立会いを行い160万円で売買すると確認しました。承認をお願いします。
長尾委員	7番の譲渡人、譲受人ともに1月17日午前10時40分頃に確認しました。土地の一括贈与ということで贈与税のことについて聞いてみると、贈与税については聞いていて確認済みとのことでした。問題ないので承認をお願いします。
議長	調査結果の報告が終わりました。何か意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第1号は承認致します。次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	与論町朝戸〇〇から与論町那間〇〇へ与論町朝戸670番5畑、1,000㎡を住宅建設のための転用となっております。申請地の隣接には50m以内連続で3件以上の住宅が建っており、許可の要件を満たしていると判断されます。ご審議いただきたいと思います。
議長	説明が終わりました。質問等ございませんか。

	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第2号は承認致します。次に議案第3号「農用地利用計画変更に伴う意見決定について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	1件目は与論町朝戸〇〇より朝戸739番6畑、195㎡に野菜選果作業場として、利用したいとのことで申請が来ております。2件目は京都府京都市〇〇より茶花599番4畑、792㎡と茶花603番5畑、61.5㎡を既存の施設の隣接地との間に盛土を行うための申請と、既存施設の駐車場として活用するため申請が出ております。3件目は東京都昭島市〇〇より麦屋530番畑、923㎡に住宅と居酒屋を建設するための申請となっております。こちらの土地は道路と隣接していないため、隣接の土地を一部通路として利用する計画でありまして、隣接の所有者から同意を得ております。4件目は立長〇〇より立長1427番5畑、733㎡と立長1428番1畑、428㎡合計1,161㎡の申請で、牛の増頭計画に伴い新たな牛舎が必要になるため、申請を出しているものです。また既設の牛舎も申請を過去に出していないため、併せて申請しております。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用計画変更に伴う意見決定について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第3号は承認致します。その他ございませんか。
	(なし)
議長	それでは1月定例総会は閉会致します。
	議事録署名委員
	7番 長尾 さとみ 8番 遠山 和歌子

